

## 「明治神宮競技大会」の変質過程について

On the changing process in nature of "Meijijingū Athletic Meeting".

加 賀 秀 雄\*

Hideo KAGA \*

"Meijijingū Athletic Meeting" was opened for the purpose of the worship of meiji emperor and of the training of mind and body in 1924. This athletic meeting has been continued from 1924 till 1943. But this athletic meeting began to change in nature from the tenth meeting in 1939. For example, it was to be managed in ministry of welfare, the change of the name concerning with this meeting, the term that this meeting is held, the regard of military training and group discipline in the event of this meeting and etc.

The historical basis that these state of affairs occurred, was to depend heavily on the war between Japan and China in 1937, and the war of Pacific Ocean in 1941. In consequence, it was manifested that this meeting was restricted by the influence of the two wars. And finally this meeting came to a end since 1944.

### はじめに

1924年に成立を見た「明治神宮競技大会」(以下、「大会」)は、「全国体育デー」の設置及び、第8回オリンピック・パリ大会への国庫補助金の交付と並んで、スポーツが政府の政策対象となって具体化した重要催事の1つとなったことは、すでに明らかにされたところである<sup>9)</sup>。

この「大会」は、「明治大帝の御聖徳を懐仰する」とともに、「国民の身体鍛錬並精神の作興」<sup>32)</sup>を目的として第1回(1924年)が開催されて以降、第14回(1943年)を以てその終幕を見るまで、継続して開催されるにいたった国内における唯一の総合的なスポーツ大会であった。しかしながら、とりわけ第10回(1939年)以降の「大会」に関しては、内外情勢の展開を反映して、その有り様において、従来の「大会」の性格を変質させていくという、過程をたどるにいたったという点において大きな特徴があった。

本稿では、この第10回以降の「大会」に見られる変質過程に研究視角を設定し、「大会」をとりまく時代状況との関連の中でその実相をとらえ、「大会」が果たした歴史的な役割を明らかにしようとするものである。

#### 1. 1940年前後のスポーツ状況の展開

1931年日本の中国東北部への軍事的、経済的な侵出に伴って起こった、いわゆる満州事変の勃発は、大東亜共栄圏の建設を国策とした日本と、中国、アメリカ、イギリス等列強との対立関係を一層深刻化させ、やがて1937年日中戦争、1941年太平洋戦争へと戦火が拡大されていき、わが国は15年戦争へと一路突き進むことになった。

このように緊迫した内外情勢を反映して国内的には、1937年「国民精神総動員」が閣議決定され、「挙国一致」、「尽忠報国」、「堅忍持久」をスローガンとする組織的な国民運動が展開されるようになり<sup>28)</sup>、さらに、1938年「国家総動員法」が制定され、労働、経済、物資、施設等、国民生活全般に亘る国家統制が確立するに

\* 名古屋大学総合保健体育科学センター

\* Research Center of Health, Physical Fitness & Sports, Nagoya University

いたった<sup>27)</sup>。1941年太平洋戦争の勃発は、そうした国内における戦時体制の確立を背景にして開始されるところとなった。

こうして戦時体制に呼応しうる国民像の形成が具体化し、「東亜新秩序ノ建設」をめざす、「皇国ノ道ノ修練ヲ旨トシテ国民ヲ錬成シ、国民精神ノ昂揚、知能ノ啓培、体位ノ向上ヲ図リ、産業並ニ国防ノ根基ヲ培養シ、以テ国力ヲ培養シ外ニ八紘一字ノ鞏固ノ精神ヲ顕現スベキ次代ノ大国民ヲ育成」<sup>11)</sup>することが、政府の基本的な政策課題となるにいたった。

また以上のように急速に進む国内体制の戦時体制化は、不可避的に政府のスポーツ行政に対する対応にも、大きな転換が現われることになった。

1937年「国民精神総動員ニ際シ体育運動ノ実施ニ関スル件」の政府通牒が、教育機関並びにスポーツ団体に発せられた<sup>1)</sup>。それによればスポーツは、「心身一体ノ鍛錬ニ依リ国民ノ体位ヲ向上セシメ其精神ヲ振作シ国民ヲシテ克ク国家ノ使命ニ応ズベキ健全ナル資質ヲ具ヘシムルヲ本旨トス、而シテ現下ノ重大ナル時局ニ当リテハ国民精神総動員運動ノ趣旨ニ則リ、ソノ奨励ヲ図リ之ガ健全ナル計画ト実施ニヨリソノ効果ヲ挙ゲシムル」ものでなければならないことを強調したものであった。

この政府通牒に流れる政策理念は、1939年のスポーツ行政に係わる組織的な再編へと反映していくことになる。すなわち同年、政府のスポーツ行政機構の抜本的な再編が行なわれることによって、ここに新たに厚生省が発足し、その構成部局として体力局が設置されるにいたった<sup>29)</sup>。これによって体力局は、国民体力向上のための企画、管理、調査に関する事項、スポーツ運動に関する調査研究及び指導に関する事項、スポーツ運動団体に関する事項、明治神宮競技大会に関する事項等を掌管することになった。

いうまでもなく、厚生省が発足した意義の1つは、この時期に見られた壮丁体位の低下傾向や結核対策をめぐる国民の健康問題とあいまって、国家総動員体制の人的基盤となる国民体力

増強問題が、重要国策として位置づけられるにいたったことであった。その2つは、学校スポーツ以外のスポーツ行政は、すべて文部省から厚生省へ移管されるにいたったことであった。

「明治神宮競技大会」は、まさに厚生省が所管する重要催事の1つとして位置づけられたものであった。

厚生省の発足によって、スポーツ行政機構の抜本的な再編は完了し、これによって、戦時体制に呼応するスポーツ及び体力問題に関する行政的な基盤は確立し、1945年にいたるまでその役割を果たすことになった。

日中戦争勃発以降、国内体制の戦時体制化が進み、それにもとづく国家総動員体制の確立にともなって、国民体力の増強問題は重要国策として重視されるにいたった。厚生大臣木戸幸一は、「国民体力ノ向上ガ国運進展ニ重大ナ関係」を有する点を強調し、そのために「衛生行政ノ徹底ヲ図リ、且衛生ニ関スル国民ノ自覚ヲ促シテ、体力ノ向上ヲ実行セシメントスル共ニ、体力向上ノ施設ノ拡充、体育指導機関ノ充実、体育運動等ノ奨励ヲ行イマシテ、健康ノ保持管理ヲ固」めるとともに、「国民体力ヲ適正ナル方法ニ依ツテ調バマシテ、之ニ立脚シテ、更ニ体力向上ノ根本的ノ方策ヲ立テルト云ウコトガ必要」であることを強調した<sup>5)</sup>。

こうして国民の体力問題は、時局に対して喫緊の政策的な課題として、強力な国家管理下におかれることになり、それは、1939年体力章検定の制定<sup>12)</sup>、ならびに1940年国民体力法の公布<sup>7)</sup>によって具体化を見る運びとなった。

体力章検定については、国民の中核となる15～25才までの青年男子を対象として実施された。検定種目は100m 疾走・1000m 疾走、走幅跳、手榴弾投、運搬(50m)、懸垂屈臂とし、合格者には体力章が交付された。なお1943年からは、15～21才までの女子の体力章検定が追加された。

また国民体力法は、「国民体力ノ向上ヲ図ル為本法ノ定ムル所ニ依リ国民ノ体力ヲ管理」するために制定されたものであり<sup>8)</sup>、満26才未満の男子、満20才未満の女子を対象に、身体

発育、疾病、運動機能などの体力検査が実施され、その検査結果を記した体力手帳が交付される仕組みに制度化されるにいたった。

1941年太平洋戦争への戦火の拡大を前にした緊迫した国内情勢のもとで、自治、自由を伝統として展開されてきた、学校における課外活動組織である校友会に対する、政府の統制が強化されることになった。

すなわちそれに関して、文部大臣橋田邦彦は、「今や興亜ノ聖業日ニ進ミ皇国ノ使命益々重大ヲ加フル」の時期に当って、「負荷ノ大任ニ堪フベキ人物ヲ錬成スルコトハ現下喫緊ノ要務」であるとし、「茲ニ其ノ一方途トシテ在来ノ校友会其ノ他ノ校内団体ヲ再組織」することを通じて、「学校長ヲ中心トシ教職員生徒ヲ打ツテ一丸トスル団体ヲラシメ」るようにすることが重要であると強調した<sup>38)</sup>。

こうして、課外活動組織である校友会が再編され、1940年学校報国団体制が確立することになった<sup>6)</sup>。ここに学校スポーツ発展の中核的な基盤となっていた校友会運動部も、学校報国団に再編されるにいたった。

校友会を再編して確立されたこの学校報国団は、「全職員及全生徒ヲ以テ組織」され、活動組織として「総務部、鍛錬部、国防訓練部、文化部、生活部」の5部で構成されることになった。こうして従来の校友会運動部は、学校報国団鍛錬部に再編され、武道班（柔道、剣道、弓道等）、体錬班（陸上、水泳、相撲、漕艇、ヨット等）、球技班（野球、庭球、籠球、蹴球、排球等）として、学校当局の直接的な指揮・監督を通じて、政府の統制下におかれ再出発することになった。

政府は、スポーツに対する統制を学校運動部に対してにとどまらず、スポーツ団体にまで拡大していった。

1941年学生スポーツに対する総合的な統制団体として、大日本学徒体育振興会（会長 文部大臣）が設立され、本部、地方支部、道府県支部、専門部、女子部等、全国的な組織体制を確立して、学校種別の全国的なスポーツ大会等の事業が推進されるにいたった<sup>3)</sup>。

また1942年「全国的新体育団体の結成」を図るために、全国的なスポーツの統轄組織である大日本体育協会が大日本体育会（会長 内閣総理大臣）に再編され、各スポーツ種目別競技団体を解消することによって、大日本体育会の運動部組織として再編成され、政府の統制団体となった<sup>4)</sup>。

さらに、1942年武道の全国的な組織であった大日本武徳会も再編され、同一名称を冠しながらも、内閣総理大臣を会長とする新組織が確立し、柔道、剣道、弓道、銃剣術、射撃によって構成される武道の総合的な団体として、文部、厚生、陸軍、海軍、内務の5省管轄のもとに政府の統制団体となるにいたった<sup>36)</sup>。

日中戦争以降の国際情勢の緊迫化は、オリンピック大会開催にも直接的に影響を及ぼすところとなった。すなわち、1940年第12回オリンピック大会は、すでにIOC総会において東京市での開催が決定しており、その準備体制は確立し、大会開催に向けての具体的な取組が、東京大会組織委員会のもとで着々と進められてきたところであった。

しかし、1938年7月15日、「現下ノ時局ハ挙国一致物心両方面ニ亘リ益々国家ノ総力ヲ拵ゲテ事変ノ目的達成ニ邁進スルヲ要スル状態ナルニ鑑ミオリンピック大会ハ之ガ開催ヲ取止ムルヲ適当ナリト認ムル」との政府決定により、ここに第12回オリンピック・東京大会は取り止められることになった<sup>35)</sup>。アジャ地域における最初のオリンピック大会は、こうして幻の大会となって終わることになった。

太平洋戦争勃発以降、日本に対する連合国の反攻が開始される1943年にいたって、早くも戦時体制に行き詰まり状況が現われてきた。戦局の悪化にともなう非常事態に呼応して、学徒勤労働員体制の確立、食糧管理の実施、軍需物資優先にともなう旅行制限、スポーツ用具の原料統制等、緊迫した内外情勢の展開のもとで、スポーツも転機を迎えることになった。

1943年「戦時学徒体育訓練実施要綱」<sup>30)</sup>及び「学徒体育訓練実施ニ関スル件」<sup>31)</sup>が公布され、「卒業後其の総てが直ちに将兵として戦場

に赴くべきことを想い、之に必要な資質の錬成育成に力むること」が提起されるにいたった<sup>34)</sup>。これを契機に学生スポーツは、中止のやむなきにいたる状況を迎えることになった。同時にまた、国家総動員体制の国策のもとに活動を続けてきたスポーツ団体も、その活動の中止を余儀なくされる状況が現われるにいたった。こうして重要国策として位置づけられてきたスポーツは、閉塞状態に陥る状況呈することになるといふ、新しい局面を迎えることになった。

## 2. 「大会」の変質過程をめぐる諸実相

「明治神宮競技大会」は、1924年わが国で最初の国民的な規模で、かつ唯一の総合的なスポーツ大会として成立したところ、近代スポーツ史上歴史的な意義を有する大会であった。以後この大会は、1943年第14回をもって終幕を見るまで、常に国民的な関心と注目を集めた大会として展開されるところとなった。

しかしながら、この国民的な規模で展開された「大会」も、1943年第10回「大会」を迎え、そして1943年第14回「大会」に至る歴史的な経緯の中で、「大会」の有り様において、その性格を変質させていくという過程をたどるにいたった。

1924年「明治大帝の御聖徳を景仰する」とともに、「国民の身体鍛錬並精神の作興」<sup>33)</sup>を目的として、「第1回明治神宮競技大会」が、明治神宮外苑競技場を中心として開催されて以降、10数年に及ぶ「大会」史の中で、それを象徴する「大会」名の呼称に大きな変化が現われてきた。

すなわち、第1～2回大会「明治神宮競技大会」、第3～9回大会「明治神宮体育大会」、第10～12回「明治神宮国民体育大会」、第13～14回大会「明治神宮国民錬成大会」と、「大会」名の呼称は4度にわたって改称されるという推移をたどった<sup>10)</sup>。

しかしながら、こうした動向は単に「大会」名の呼称変更にとどまることなく、「大会」総体としての性格の変化と係わって、事態は展開していくことになる。

とりわけ、1939年国家行政機構の再編によつ

て厚生省が発足し、「大会」の開催母体が民間団体である明治神宮体育会より、厚生省に移管するにいたったことにもなって、その性格の変化は鮮明に現われてくる。

この「大会」開催母体の政府移管について、明治神宮体育会会長 有馬良橘は、国策遂行のための国家的な視点から以下のように述べている。すなわち「今回政府ハ国策ノ重要事項トシテ国民ノ体力向上ニ意ヲ注ガレ曩ニ体育行政中央機関トシテ厚生省ヲ設置セラレ国民体育行政事務ヲ主管セラルルト共ニ直接国民体育ノ指導誘掖ニ当ラレ候ガ之ヲ念フニ時局ノ重大ト国民体育ノ必要ヲ深く認メラレタルニ基クモノ」に他ならないものとし、「現下ノ時局ヲ顧ミ我国ノ世界ニ於ケル地歩並ニ使命ヲ考ヘ更ニ国民体力ノ低下ヲ憂ヘラレツツアル実情ニ照シ国民体力向上ノ問題ハ真ニ現下喫緊ノ急務ト存ゼラレ候此ノ時ニ際シ我国唯一ノ総合体育大会ニシテ国民体育祭典トモ称スベキ明治神宮体育大会ヲ政府自ラ之ヲ主催シ其ノ内容ノ充実強化ヲ図ラレ以テ国民体育ノ国家的意義ヲ一層明確ニセラレ本大会ヲ以テ我国体育運動ノ淵源タラシムコト」は極めて重要であるとして、厚生省への「大会」移管の意義を強調している<sup>13)</sup>。

こうして開催母体となった厚生省は、1939年第10回「大会」を主管することになり、その基本方針として、「本大会は、明治天皇の御聖徳を景仰し奉る神事奉仕にして御祭神の御前に国民をして平素における心身鍛錬の成果を奉納せしめ、進んで現下の難局を打開し東亜新秩序建設の礎石たるの覚悟を誓い奉り、真に国民精神総動員の具現たらしむると共に一年を通じて我国における体育の中心的行事たらしむること」を提起し<sup>14)</sup>、「大会」開催に臨むことになった。

この第10回「大会」がもつ意義は、第1回「大会」のそれとは明らかに異なり、国策遂行上の政策的な意義が明示され、それにふさわしい「大会」とする方針が打ち出されたことであった。このことについては、「大会」に寄せられた関係者の式辞に如実に示されているところである。

すなわち、大会名誉会長で内閣総理大臣 阿

部信行は、「今や我邦ハ国ヲ挙ゲテ東亜新秩序建設ノ大業ニ邁進シ之ガ完遂ノ為国力ヲ充実シ国運ヲ伸暢スル要愈々切ナルモノアリ而モ国力ノ充実、国運ノ伸暢ハ国民体力ノ向上發達ニ俟ツ所極メテ大ニシテ、国民体育ハ益々其ノ重要性ヲ加フルニ至レルニ當リ、明治天皇ノ御懿徳ヲ景仰シ国民精神ノ作興ト国民体力ノ向上トヲ目的トスル本大会が帝都ノ聖域ニ開会セラレ健康日本ヲ代表スル幾萬ノ青年男女諸君ガ明治神宮ノ大前に於テ国民体育ノ精華ヲ發揚スルノ盛事ヲ見ルハ邦家ノ為寔ニ慶祝ニ堪ヘザルナリ」と述べている<sup>15)</sup>。

また、大会会長で厚生大臣 小原直は、「今や未曾有ノ重大時局ニ際会シ国家ノ総力ヲ挙ゲテ新東亜ノ建設ニ邁進シツツアルノデアリマス而シテ之ガ完成ノ為ニハ国民ノ旺盛ナル精神ト強健ナル身体トヲ最モ緊要トスルコトハ言ヲ俟タザル所デアリマス 而シテ国民ノ心身ヲシテ旺盛強健ナラシムルガ為ニハ固ヨリ其ノ方途ハ多々アルノデアリマスガ体育運動ノ実践ニ依リテ之ヲ図ルノガ最モ適切ナリト信ズルノデアリマス、本年ヨリ政府ニ於テ本大会ヲ開催致スコトニ相成リマシタノモ、明治天皇ノ御聖徳ヲ景仰シ御神靈御照覧ノ下ニ国民精神ノ作興ト国民体力ノ増進トヲ図ラントスルノ趣旨ニ由ル次第デアリマス」<sup>16)</sup>と述べている。

厚生省が開催母体となり、主管することになった第10回「大会」は、その内容においても大きく変化するところとなった。

「大会」開催期は、1927年第4回「大会」以降隔年開催となっていたが、この第10回「大会」より最終の第14回「大会」まで連年開催となるにいたった。

また、1931年第6回「大会」から始まった第1期(水上)、第2期(各種競技)、第3期(スキー、スケート)にわたる、3会期制にもとづく呼称変更が第10回「大会」より実施された。すなわち夏季大会(水上競技・ヨット)、秋季大会(各種競技)、冬季大会(スケート・スキー)として、季節制にもとづく呼称変更へと転換されるにいたった<sup>17)</sup>。

運営組織は、時局を反映した動員体制で構成

されることになり、総裁 秩父宮家、名誉会長 内閣総理大臣、会長 厚生大臣、顧問として全大臣が加わり、業務統轄責任を厚生省体力局長に集中する体制が確立されることになった<sup>18)</sup>。

開催競技種目は、第1回「大会」においては15種目であったが、第10回「大会」においては、「剣道、柔道、弓道、相撲、国防競技、集団体操、陸上競技、蹴球、ラグビー蹴球、野球、排球、籠球、漕艇、庭球、ホッケー、馬術、射撃、体操競技、卓球、自転車、水上競技、ヨット、スキー、スケート、の24種目へと競技種目の増加があり<sup>19)</sup>、スポーツの普及状況をうかがわせる動向を示した。

とりわけこの「大会」より、競技種目中に「国防競技」が位置づけられるにいたったことは、時局との関連の中で「大会」の性格が変化していく過程を如実に示すものであった。この「国防競技」への参加対象は、時代の中核となる中等学校生徒、及び青年学校生徒であり、競技内容は、「牽引競争、手榴弾投擲突撃、障碍通過、土囊運搬競争、行軍競争」の5種類で構成され、競争された<sup>20)</sup>。

なおこの第10回「大会」より、参加選手は参加選手として呼称変更がなされることになる等、時局を反映した「大会」としての志向が一層強くなるにいたった。

一方、この「大会」に対する新聞報道も、「神宮大会あす開幕 聖恩の旗のもとに 聖戦下の秋に絢爛」、「けふぞ熱戦の火蓋 若き日本の争覇」、「聖恩の旗神宮外苑に飜へる 緋く総力の絵巻」、「興亜日に高鳴る体育行進 国防競技も初の登場」等に見られるように、「大会」の国民的な関心を高めるうえで、積極的な役割を果たした<sup>37)</sup>。

1941年第12回「大会」は、太平洋戦争の勃発を目前に控えた、国内体制の臨戦体制化に呼応した大会となった。すなわち、この大会施行方針によれば、「大会」は、「明治天皇の御聖徳を景仰し平素に於ける心身鍛錬の成果を奉納する神事奉仕にして皇国民の気魄と体力とを中外に顕揚し国民錬成の機会たると共に我が体力国策の精髓をなすものなり而して世界的変革期に

際し総力を挙げて大東亜共栄圏の建設に邁進せる時挙行せらるる本大会に於ては特に体育の国家的意義の発揚を旨とし愈々熾に剛健真摯なる国民的意気と訓練の実を昂揚せしめ真に高度国防国家の要請に即応したる挙国的大体育祭典」となることが重要である。そのためには「国民体育の国家的意義就中体育に依る国民的意気の昂揚敢闘精神の錬成団体訓練の強化体力の増強国防的各種技能の錬磨の重要性を強調し全国民をして国民体力に対する関心を深からしむると共に之を實踐せしむること」が肝要であると強調している<sup>21)</sup>。

また太平洋戦争に突入し、臨戦体制下で開催された1942年第13回「大会」においては、「本大会は、明治天皇の御聖徳を景仰し皇国永遠の興隆の根基に培うため皇国民の心身錬成に努めその成果を明治節の佳節を卜し中央、地方に於て明治神宮に神事奉仕として奉納せんとするものなり、特に今次大会は大東亜戦争の緒戦に於ける皇軍の赫々たる大戦果に応え益々皇国民の士気と体力とを中外に顕揚せんとするものなり」とされ<sup>22)</sup>、その開催主旨も一段と時局を反映したものとなるにいたった。

1940年第10回「大会」から、1942年第13回「大会」にいたるまで、開催競技種目にも大きな変化が現われてきた。すなわち、集団訓練及び戦技訓練の強化を意図して、すでに「国防競技」が位置づけられていたが、これ加え、「海洋競技」、「滑空訓練」、「行軍訓練」が単一種目として位置づけられ、そして第10回「大会」から位置づけられていた「国防競技」は、第13回「大会」より「戦場運動」に呼称変更が行われる等、臨戦体制に呼応した動向が、開催競技種目の構成にも現われてくることとなった。

こうした経緯の中で、1943年第14回「大会」は開催されることになった。しかし、太平洋戦争の勃発と、連合国の反攻が開始される1943年以降、内外情勢の悪化にともなう非常時体制を迎えて、国家総動員体制の国策のもとに展開されてきた「大会」にも、大きな転機が現われることになった。

第14回「大会」の開催に先立って、以下の政府通牒が発せられた。すなわち、「大東亜戦争ノ現段階ニ当リ国民ヲシテ其居住職場、学校等ニ於ケル日常鍛錬ヲ実践セシメテ以テ征戦生産即応ノ心身ヲ錬成セシムル要益々緊切ナルニ鑑ミ本年開催ノ第14回大会ニ於」いては、「地域、職域等ノ居住実践体ニ最モ近接セル関係ニ在ル全国大会（市区町村大会）ニ重点ヲ置キ更ニ道府県大会及中央大会（夏季、秋季、冬季大会）ヲ之ニ配シテ開催スル方針ニ有之而シテ中央大会ニ就テハ今後ニ於ケル戦況ノ推移ニ伴ヒ其ノ計画内容ヲ伸縮確定スル」ものとなった<sup>2)</sup>。

この通牒にもとづいて、第14回「大会」は、夏季、秋季、冬季大会ともに開催規模は、地方大会に限定されることになり、また競技日程についても、夏季大会における2日間の開催を除いて、秋季及び冬季ともに1日間の開催とされるにいたるなど、従来の「大会」に比して、運営上大きな変更が行われることになった。

第14回「大会」をめぐるそうした動向は、臨戦体制下における内外情勢の緊迫化を鮮明に反映したものであり、1924年第1回「大会」が開催されて以降、1943年にいたるまで、伝統的なスポーツ行事として恒例化してきたこの「大会」は、他の国内スポーツ状況と同様に逼寒状態に陥り、第14回「大会」をもって終幕を見ることになった。

### 3. 大会の歴史的性格

わが国において、スポーツが政府の政策対象となって具体化するのには、1924年第1回「大会」が内務省主管で開催され、同時にこの年、「全国体育デー」の設置、及び第8回オリンピック・パリ大会への国庫補助金の交付が実施されるにいたったことを歴史的な契機とする。

以後、「大会」は、国内で唯一の総合的なスポーツ大会として国民的な関心を集め、1943年第14回大会をもって終幕を見るまで、19年にわたって開催された最大のスポーツ催事であった。

この「大会」の基本理念は、「明治大帝の御聖徳を景仰する所以であるばかりでなく国民の身体鍛錬並精神の作興上其の効果の尠からざること」を期するものであった。「大会」に対す

るこの政府の政策理念は、第14回「大会」にいたるまで、一貫して流れるところとなった。すなわち、第14回「大会」の方針を見れば明らかかなように、「明治神宮国民錬成大会ハ明治天皇ノ御聖徳ヲ景仰シ国民挙ゲテ平素ニ於ケル心身鍛錬ノ成果ヲ奉納スル神事奉仕ニシテ我が健民国策ノ精髓ヲナスモノ」であった<sup>24)</sup>。

しかしながら、そうした方針は、各「大会」の精神として底流しつつも、「大会」をとりまく内外情勢の新たな展開のもとで、その有り様は大きく変質していく過程をたどることになる。とりわけ、それは、1939年第10回「大会」以降において、顕著なかたちで現われてくることになった。

1931年いわゆる満州事変を契機とする、1937年日中戦争の勃発、1941年太平洋戦争への戦火の拡大へと、大東亜共栄圏の盟主をめざす我が国は、戦時体制に呼応するために、国民精神総動員、国家総動員体制を確立して、国策遂行に向けて、強力に国民動員を図ることになった。こうして「大会」は、唯一の国家的で総合的なスポーツ大会として、同時にまたそれは、天皇制の思想で国民の精神的統合を図るスポーツ大会として、戦時体制に呼応する重要国策の1つに位置づけられ、国策遂行に向けて、スポーツを通じた国民動員が積極的に展開されるようになる。

この「大会」に期する政府の政策的な意図は、第10回「大会」以降の臨戦体制下における、緊迫した内外情勢を鋭く反映したものとなって現われてくる。それは、「大会」に対する政府関係者の見解に象徴的に示されている。

すなわち、第13回「大会」を前にして、内閣総理大臣 東條英毅は、「大東亜戦争下、御稜威ノ下、作戦ニ、建設ニ、着々トシテ輝カシキ巨歩ヲ進メツツアルノ秋、斯クノ如ク盛大ナル国民錬成大会ガ、特ニ明治神宮ノ御前ニ於テ、奉納挙行セラレマスコトハ、是レ即チ、私共一億国民ノ絶対必勝ノ気魄ヲ、中外ニ示スモノ」であるとし、「惟フニ大東亜戦争ヲ戦ヒ抜き、以テ肇国ノ大精神ヲ顕現センガ為、私共一億国民ニ求メラルル、根本的要件ハ、申ス迄モナク

尽忠報国ノ至誠ニ発スル日本精神ノ昂揚ニ外ナラナイノデアリマス。而モ、此ノ精神力ノ昂揚ハ、全國民ガ、老若男女ノ別ナク、不断ノ錬成ヲ続ケ、以テ強靱ナル体力ヲ作り上ゲテコソ、初メテ、其ノ全キヲ得ラルルノデアリマス。斯クシテ、国民錬成ノ成果ハ、直ニ、前線ニ於ケル戦力發揮ノ上ニ、甚大ナル影響ヲ及ボスノデアリマス。今ヤ皇軍ノ精鋭無比ナル如ク、一億国民ノ体力モ亦、世界ニ冠タルマデニ増強セラレナケレバナラナイノデアリマス。此ノ切実ナル体力強化ノ、国家的要求ニ対シ、最モ優秀ナル成果ヲ挙ゲツツアル諸君ハ、其ノ旺盛ナル気魄ト、卓越セル技能ト、強靱ナル体力トヲ、大東亜戦下ノ此ノ大会ニ於テ、遺憾ナク發揮セラレン」ことを願うものであると述べている<sup>23)</sup>。

こうした時代状況を反映して、「大会」は、1939年第10回大会が「明治神宮国民体育大会」、1942年第13回大会が「明治神宮国民錬成大会」へと、「大会」名の呼称変更が行われることになった。しかしながら、すでに明らかにしたように、この時期にいたる「大会」は、単に大会名の呼称変更にとどまることなく、「大会」総体としての性格の変化を惹起させていくことになった。

それは「大会」開催母体の変更となって現われた。すなわち、1926年第3回「大会」から、1937年第9回「大会」にいたる12年間にわたった民間団体「明治神宮体育会」の主管から、新たに国家行政機構の再編にもなって設置された厚生省へと開催権が移管されたことであり、これによって政府主導の大会運営の道が開かれるにいたったことであつた。

「大会」の実施方針は、戦時体制下を反映して確立され、「現下ノ熾烈ナル戦況ト一切ヲ戦力増強ニ動員結集スル緊要性ニ鑑ミ」、「大会ヲ通ジ尽忠報国、捨身奉公ノ皇国精神ヲ発揚シ仇敵撃滅ノ旺盛ナル気魄ヲ昂揚」し、「決戦下ニ相応シク飽ク迄真摯敢闘、規律厳正ヲ旨トシ大東亜指導国民トシテノ澆瀆タル意気ト力トヲ中外ニ顕揚スルコト」が強調されることになった<sup>25)</sup>。

「大会」の会期については、1927年第4回「大

会」から、1937年第9回「大会」まで、隔年開催であったが、厚生省が主管となる1939年第10回「大会」以降、時局に呼应して連年開催となるにいたった。

「大会」における開催競技種目にも、大きな変化が現われ、1939年第10回「大会」より、スポーツ種目の増加に加えて、集団訓練や戦技訓練を基調とする「国防競技」が種目化されるにいたった。さらに、1943年第13回「大会」より、「国防競技」は「戦場運動」へと呼称変更されることになり、戦時下における「大会」への影響を直接的にもたらす事態となった。

太平洋戦争勃発以降、臨戦体制下における内外情勢の緊迫化は、1924年第1回「大会」以降、伝統化してきた「大会」にも波及し、1944年第14回「大会」では、地方大会開催に実施方針は縮小され、そしてこの「大会」をもって、唯一の総合的なスポーツ大会は終幕を見ることになった。

ひるがえってこの「大会」は、1920年代におけるスポーツに対する国民的な関心や要求が、社会的に醸成されてくる時期に成立を見たものであった。その意味で、この「大会」が、わが国におけるスポーツの普及と発展に果たした、歴史的な役割を看過することはできないであろう。

しかしながら一方において、この「大会」が、政府主導の政策的な意図にもとづく15年戦争へと動員され、そして逼寒状態に陥り、国民生活の舞台から消滅していったという軌跡を振り返る時、スポーツと時代状況との相互関係を、改めて歴史の担い手である国民のためのスポーツの普及と発展の視点から、問い直すことが必要である。その意味で、この「大会」は、歴史の教訓を今日に託しているものといわなければならない。

## む す び

本稿は、すでに明らかにされた「明治神宮競技大会成立の歴史的意義について」<sup>26)</sup>に続く原著論文である。その研究視角は、1939年第10

回「大会」以降の「大会」がもつ変質過程を、その時期における時代状況との関連の中で位置づけ、「大会」が果たした歴史的な役割を明らかにしようとするものであった。

それは、筆者の方法論の基底にある、スポーツは時代に生まれ、時代とともに歩み、時代を反映する、という命題を具体化したものであったといつてよいであろう。その意味で、「大会」の変質過程に見られる諸実相と、時代状況との関連についての歴史的な検討は、今回の研究を通じて前進したものであるといえることができる。

今後に残された課題は、「大会」運営の基礎となる財政的な基盤についての検討は、今回は未着手であった。「大会」運営に係わる財政構造を明らかにしていくことは、「大会」のあり様を明らかにしていくうえで、基本的に重要な検証作業であると思量されるので、今後は、財政関係史料の収集に系統的に取り組む方針で研究計画を立案し、「大会」が有する歴史的な性格を理論的に充実させる課題と取り組んでいきたい。

## 引用・参考文献

- 1) 勅令第7号(昭和13年1月10日)により、厚生省が発足した。同省に体力局、衛生局、予防局、社会局、労働力の5局が設置され、体力局においては、「体力向上ノ企画ニ関スル事項、体力向上ノ施設ニ関スル事項、体力調査ニ関スル事項、体育運動ニ関スル事項、妊娠婦、乳幼児及児童ノ衛生ニ関スル事項」が所管されることになった。
- 2) 第14回明治神宮国民錬成大会ニ関スル件依命通牒。昭和18年6月29日、厚生次官通牒が各地方長官宛に発せられた。これにもとづいて、第14回「大会」は地方大会の開催に変更された。
- 3) 大日本体育協会編：スポーツ八十年史、110、1964。
- 4) 同上、109。
- 5) 第73回帝国議会における、厚生大臣木戸幸一の厚生行政に対する施設方針演説。
- 6) 「学校報国団体確立方」(文部省訓令第27号、昭和16年8月8日)。  
この訓令は、北海道庁長官、府県知事、直轄学校長、公私立大学、高等学校及び専門学校長に発せられた。こうして学校報国団は、政府の統制組織として、全国の教育機関に設置されていくことになった。
- 7) 法律第105号(昭和15年4月8日)をもって公布された。
- 8) 同上。



## 「明治神宮競技大会」の変質過程

- 9) 加賀秀雄：明治神宮競技大会成立の歴史的意義について、総合保健体育科学、80、1995。
- 10) 各回「大会」報告書より集約し、作成したもの。
- 11) 教育審議会第10回総会「国民学校、師範学校及幼稚園に関する件」の答申（昭和13年12月）。
- 12) 厚生文部次官通牒（昭和13年8月1日）をもって制定された。
- 13) 厚生省：第10回明治神宮国民大会報告書、8。
- 14) 同上、15。
- 15) 同上、44。
- 16) 同上、38。
- 17) 同上、38、42、49。
- 18) 同上、17、59。
- 19) 同上、220。
- 20) 同上、220～223。
- 21) 厚生省：第12回明治神宮国民体育大会報告書、3。
- 22) 厚生省：第13回明治神宮国民錬成大会報告書、1。
- 23) 前掲：第13回明治神宮国民錬成大会報告書、3。
- 24) 前掲：第14回明治神宮国民錬成大会報告書、2。
- 25) 前掲：第14回明治神宮国民錬成大会報告書、2～3。
- 26) 前掲：明治神宮競技大会成立の歴史的意義について、75。
- 27) 国家総動員法（法律第55号 昭和13年3月31日）。この法律は、「戦時ニ際シ国防目的達成ノ為国ノ全カヲ最モ有効ニ發揮セシムル様人的及物的資源ヲ統制運用スル」ことを目的として制定された。これによって、労働、経済、物資、施設等、国民生活全般に亘る国家統制が確立されるところとなった。
- 28) 国民精神総動員実施要綱（閣議決定 昭和12年8月24日）。この要綱において、趣旨、名称、運動の目標、実施機関、実施方法等が決定され、「官民一体トナリテ一大国民運動」を展開する組織的な基盤が確立した。こうして国民精神総動員運動が開始されることになった。
- 29) 「国民精神総動員ニ際シ体育運動ノ実施ニ関スル件」（発体69号 昭和12年12月16日）この通牒は、全国の教育機関ならびにスポーツ団体へ発せられ、本格的なスポーツの戦時体制化への時期を迎えることになった。
- 30) 文部省体育局長通達（発体59号 昭和18年3月29日）
- 31) 文部省体育局長通達（発体59号 昭和18年9月23日）
- 32) 内務省：第一回明治神宮競技大会報告書、1、1924。
- 33) 同上、1。
- 34) 中島太郎：近代日本教育制度史、岩崎学術出版社、989、1969。
- 35) オリンピック大会開催取止ニ関スル件（厚生省発体第44号、昭和13年7月15日）この通牒にもとづいて、第12回オリンピック東京大会の取り止めが決定した。
- 36) 竹之下休藏：体育五十年、時事通信社、266、1951。
- 37) 東京朝日新聞、昭和14年10月28日、30日、11月3日。
- 38) 全国高等学校長会議における文部大臣橋田邦彦の訓示（昭和15年9月17日）。同主旨の訓示は、専門学校長会議（同年10月1日）、帝国大学長会議（同年10月28日）、官公立大学長会議（同年11月7日）、私立大学長会議（同年11月13日）、私立専門学校長会議（昭和16年1月8日）、女子専門学校長会議（同年1月9日）でも行われた。

(1995年12月8日受付)

